

1. 担保のしくみと種類

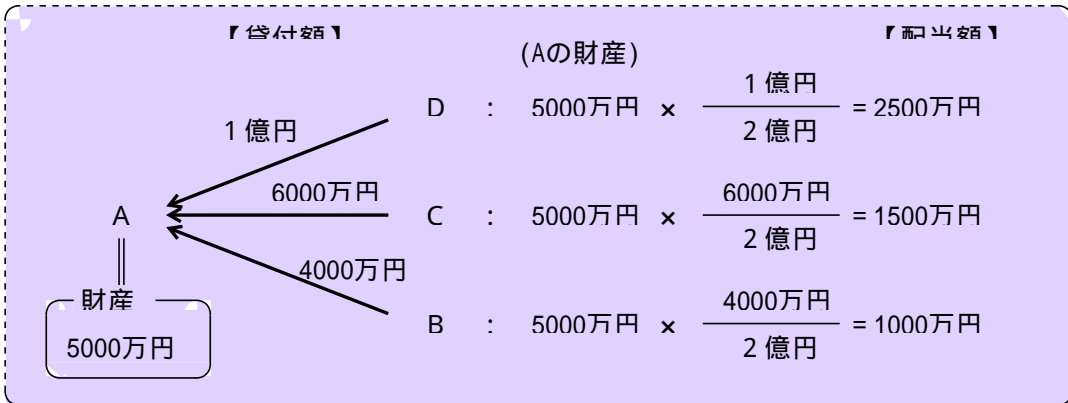
担保とは.....債権者が債務者に確実に債務を返済してもらうために講ずる手段

(1) 担保の機能担保は債権者の「抜け駆け」を許す

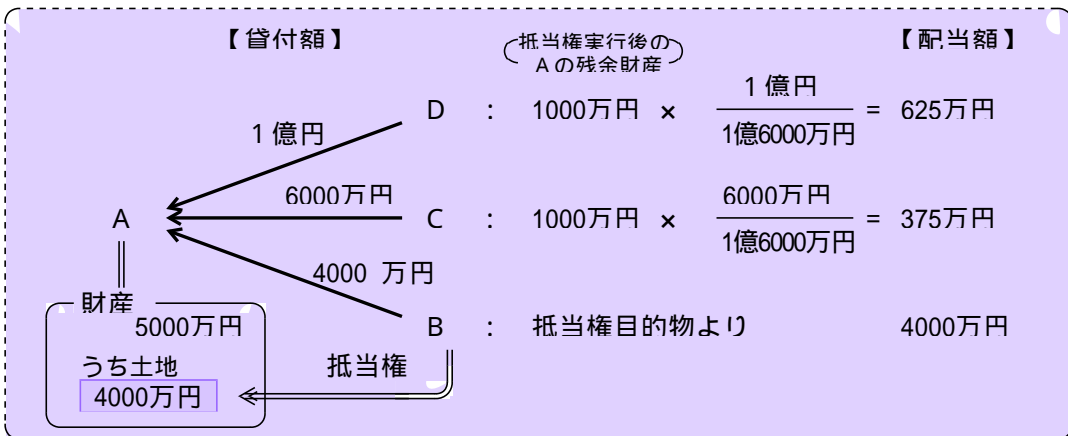
債権額が債務者の総資産（責任財産）を上回っている債務超過の場合

債権者はお金を返してもらおうにも返してもらえない ~ ない袖はふれない!

〔図1〕担保物権がない状況では.....（債権者平等の原則）



〔図2〕Bが抵当権を有していると..... 優先弁済的効力



(2) 担保の意義

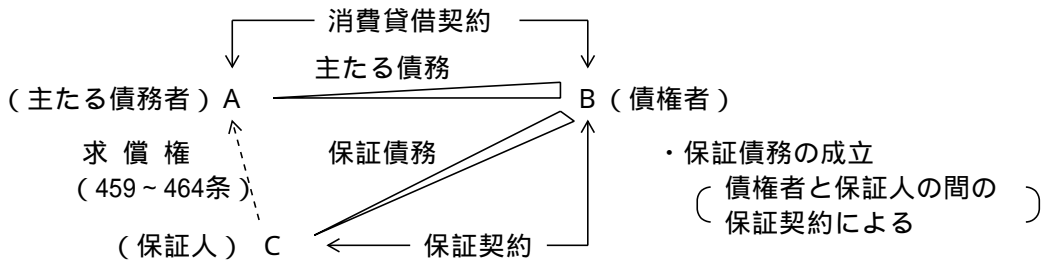
- ・優先的な弁済の確保
- ・弁済の心理的強制
- ・債権の強制的回収のコスト・時間の縮減

(3) 担保の種類

- ・ 物的担保：他の債権者に先んじて特定の「物」から優先的に弁済を受ける担保等
= 担保物権
- ・ 人的担保：保証人の一般財産を担保に供することによって、主たる債務を担保する
= 連帯債務、保証債務、連帯保証

cf.) 人的担保のしくみ

債務者が債権者に債務の弁済をできなかった場合に、保証人が債務者にかわって弁済する



保証債務

補充性：保証人は主たる債務者がその債務を履行しない場合にはじめてその債務を履行すればよい (446条) ~ 催告の抗弁権 (452条) ・ 検索の抗弁権 (453条)

連帯保証

本来の債務者と連帯して全く同一の責任を負う (補充性がない)担保の効力が強大！主たる債務の不履行により、ただちに保証人の一般財産が強制執行を受ける可能性もある

2. 担保物権の種類と効力

(1) 典型担保物権

	法定担保物権		約定担保物権	
	留置権	先取特権	質権	抵当権
優先弁済的効力	×			
留置的効力		×		×
収益的効力	×	×	不動産質のみ	×

(a) 法定担保物権：当事者間で約束しなくても、法律上当然生じる担保権

留置権 (295条)

他人の物を占有している人が、その物について発生した債権も持っている場合、債務の支払を受けるまで、物の引渡を拒否して自分の元にその物を留置することができる権利

先取特権 (303条)

法律で定めている債権を持っている債権者に優先弁済権を与える権利

(b) 約定担保物権：当事者間で契約を結んだときに生じる担保権

主として金銭消費貸借において、債権者に優先弁済権が与えられるというもの

- 質権 (342条) 担保権設定のさいに物の引渡が必要
目的物：動産・不動産・債権
- 抵当権 (369条) 担保権設定のさいに物の引渡が不要
目的物：不動産

抵当権の場合、動産を目的物にできない

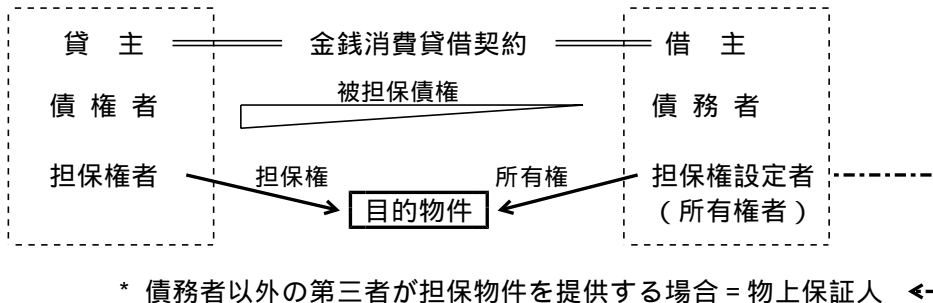
質権の場合は債権者が担保物を占有するので、その物を利用することができない

(2) 非典型担保 ~ 民法典に規定されていない担保手段 【論点】非典型担保と物権法定主義
・譲渡担保 ・仮登記担保 ・所有権留保

(3) 担保的機能をはたす諸制度.....債権の担保化

債権譲渡担保、預金担保貸付(相殺予約)、代理受領、振込指定 など

担保物権をめぐる当事者



3. 担保物権の基本的性質

(1) 物権としての効力 - 排他性・絶対効

- ・優先的効力 法定担保物権では？
- ・物権的請求権 抵当権は？ 占有が要求される動産担保物権では？

(2) 担保物権の通有性

付従性 * 根担保 * 将来発生する債権のための抵当権

随伴性

不可分性 (296条、305条、350条、372条)

物上代位性 (304条、350条、372条)

× 留置権、一般先取特権

4. 担保法の改正

2004年4月施行 担保法等に関する民法、民事執行法の条文が大幅改正

趣旨：「 抵当権等の担保物権の規定を整備し、かつ担保権の実行手続その他の執行手続きの実効性を向上させる 」

民法の改正点 雇人給料の先取特権、債権質権の設定、収益に対する担保権の効力、滌除短期貸借制度、一括競売、根抵当権

2005年4月施行 保証に関する条文の新設（書面の必要、根保証の禁止等）

2005年10月施行予定 動産債権譲渡特例法

～ 動産登記制度の新設（ 譲渡担保 ）、債権譲渡登記制度の改正

【問題 1】 次の場合、A に対して、他の者はどんな権利を主張することができるか。

- (1) B は車の修理店を営んでいる。A は壊れた自分の車を修理するよう B の店に依頼した。数日後、修理が終わったところに A がやってきて、修理代金はいま払えないが、とりあえず車は返してほしいと言う。しかし、B は、A とそれほど面識があるわけでもなく、A がほうぼうから借金をしては踏み倒す奴だ、などという噂もきいており、本当に修理代金を払ってもらえるか不安である。
- (2) A 社は最近業績が悪化してしまっていたので、ここ 2 カ月ほどの間、従業員 B らに給料も払っていなかったが、とうとう A 社は 3 億円の負債を抱えて倒産してしまった。3 億円の負債の内容は、C 銀行から借りた 2 億円、D 信用金庫から借りた 6000 万円、卸問屋 E から原料のお米を買ったときの未払い代金 3000 万円、B らの 2 ヶ月分の給料 1000 万円となっている。なお、倒産時の会社の資産は、原料の米 3000 万円分を含めて 1 億円であった。
- (3) 青年実業家 A は、交通事故で死んでしまった。残された妻 B は C 葬儀社に葬式の準備を頼み、その葬式もとどこおりなく終わった。さて翌日、葬儀社の社員が葬式代 20 万円を払ってもらいに B のところに行ったら、B 宅には借金の取立てが押し掛けていた。なんと、A には 1 億円もの借金があるのだという。B にのこされた財産は 500 万円の家だけであった。
- (4) B は A からアパートの一室を借りていた。ところが、A はここを立ち退いてくれといってきた。B は以前、部屋の雨漏りがひどいので A に修理を頼んだが、やってくれなかったので自分で大工を頼んで修理したことがあった。

【問題 2】 A は印刷業を営んでいるが、B に借金を申し込もうと思っている。そのさい、自分の持っている財産を担保として差しだそうと思っているが、どんな担保権を設定できるか。

工場の敷地	工場の建物	従業員のためにもっている保養施設（別荘）
工場の壁に掛けてある掛軸	工場の中の機械	A が C に対し有する貸金債権